

NPO法人「畑と田んぼ環境」再生会 会員規則

第1条（会員規則）

この会員規則は、NPO法人「畑と田んぼ環境」（以下、当法人という）の定款 第3章会員の規則に定めるところにより、当法人の会員の入会、退会、除名及び会員の権利、義務に関し定める。

第2条（会員の種類）

当法人の会員は次の5種類とし、正会員を特定非営利活動促進法上の社員とする。

（1）正会員：当法人の目的に賛同し、主体的に活動を推進する為に入会した一個人。総会においては議決権を有する会員である。

（2）家族会員：当法人の目的に賛同し、主体的に活動を推進する為に入会した正会員の配偶者。総会においては議決権を持たない会員である。

（3）研修会員：当法人の目的に賛同し、環境自作人の研修を受講するために入会した一個人。総会においては議決権を持たない会員である。

（4）準会員：当法人の目的に賛同し、資金面、人的側面で支援する一個人。総会においては議決権を持たない会員である。

（5）賛助会員：当法人の目的に賛同し、活動を賛助する為に入会した個人又は団体。総会においては議決権を持たない会員である。

第3条（入会）

1. 入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局を経て理事会に提出し、入会金及び研修会費を払い込むことによって研修会員となることができる。従って、新しく当法人に入会する場合は、必ず研修を1年間受けなければならないものとし、環境自作人に認定されてから初めて正会員、準会員として当法人の活動に参加することができる。

2. 会員資格の期限は当法人の事業年度を基本単位とし、分割しない。

第4条（会費）

1. 当法人の研修会員は下記に定める入会金及び研修会費を、原則として毎年3月20日までに納入する。正会員の年会費及び準会員の年会費については、通常総会での議決権を確定する必要があるため、原則として毎年1月31日までに納入する。ただし、何らかの事情によりそれらの年会費を納入できない場合には、3月20日までその期限を延長することができる。

（1）入会金は、10,000円とする（初年度のみ）。

（2）正会員は、年会費10,000円とする。

（3）家族会員は、年会費不要とする。

(4) 研修会員は、理事会の定める別表1の研修会費とする。研修会員の家族は、別表1研修会費の半額で研修会員になることができる。(別表1 環境自作人研修会の研修費参照)

(5) 準会員は、年会費 3,000 円とする。

(6) 賛助会員は、賛助金 20,000 円(1口以上、年毎)とする。

2. 会の会計年度(1月1日~12月31日)途中の入会・退会であっても、その年度の会費を納入することとする(日割りは行わない)。

3. 研修会員以外の会員の会費が納入期限(1月31日)までに納入されなかった場合には、事務局は理事会に諮り、当該会員の事業参加や権利行使について制限を加えることができる。なお、会員としての権利の行使は、完納した時点で復活することとするが、完納しても、滞納中の権利は復活させない。

4. 納入された年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第5条 (会員の権利)

1. (1) 正会員は、総会における議決権を有し、活動及び事業に参画すると共に当法人設定のメーリングリスト及び SNS 等により、情報提供及び情報交換の場に参画できる。また、第6条の活動費の支援を受けることができる。

(2) 正会員の議決権行使にあたっては、その権利者の委任状を提示し、代理人により権利を行使することができる。

2. 家族会員は、総会における議決権を有しないが、活動及び事業に参画すると共に当法人設定のメーリングリスト及び SNS 等により、情報提供及び情報交換の場に参画できる。また、配偶者である正会員の割り当て地の管理に限って第6条の活動費の支援を受けることができる。

3. 研修会員、賛助会員及び準会員は、総会における議決権を有せず、管理地の割り当て及び活動費の支援を受けることができないが、活動及び事業に参画すると共に当法人設定のメーリングリスト及び SNS 等により、情報提供及び情報交換の場に参画できる。

第6条 (活動費の支援)

1. 正会員は、所定の手続きを経て承認を得た活動及び事業に対して、その活動費の支援を受けることができる。

2. 申請手続きは、次の通りとする。

(1) 申請を希望する者は、年間の事業予算を見積もり、理事会に提出する。

(2) 理事会にて、別紙2及び別紙3に従いその申請内容を審査する。

(3) 理事会で承認された活動費を事業計画に反映する。

(4) 総会で事業計画を審査する。

(5) 活動費の進捗状況を理事会で確認する。

(6) 事業計画外であっても、理事会の承認を得ることで、活動費の支援を受けることが

できる。

第7条（退会）

1. 会員で退会しようとする者は、その理由を付して所定の退会届を事務局を経て理事会に提出し、任意に退会することが出来る。
2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - （1） 本人が死亡したとき。
 - （2） 賛助会員の所属する団体が消滅したとき。
 - （3） 納入期限までに所定の会費を納めない場合。

第8条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長は理事会に諮り、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1） 当法人の定款に違反したとき。
- （2） 当法人の活動を妨害したとき。
- （3） 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （4） 他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- （5） 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- （6） この会員規則に違反した場合。

第9条（遵守事項）

当法人の行う活動又は事業に参加する会員は、以下の各項を遵守しなければならない。

- （1） 耕作にあたっては、次の4つの原則を厳守すること。
 - 農薬と化学肥料の不使用。
 - 手作業で汗を流すことを基本とする。
 - 草や虫を敵としない。
 - 自然環境を汚さず、自然の循環を妨げないように工夫する。
- （2） 耕作可能なものは、田んぼにおいては稲、畑においては野菜とし、樹木の栽培、工作物の設置をしないこと。耕作を終了する場合には、原則として、原状回復をし、残置物を残さないこと。
- （3） 当法人の活動又は事業に関する機密情報を、部外に漏らさないこと。
- （4） 当法人のプライバシーポリシー又は個人情報保護法に抵触する行為をしないこと。
- （5） 当法人の行う活動及び事業に関連して、営利活動を行わないこと。
- （6） 田畑に空きが生じた場合、当法人に返却すること。その際、個人の判断によらず理

事会で判断すること。

第10条（損害賠償）

1. 会員が、本規則に反し、又はそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員に対し、当法人が受けた損害の賠償を請求することがある。
2. 会員資格を喪失した場合においても、前項の規定は継続する。

第11条（規則の改正）

この規則の改正は、理事会において行う。

（附則）

この規則は2025年2月16日から実施する。

別表1 環境自作人研修会の研修会費

区分	費用
新規	30,000 円 家族で参加する場合、2 人目から 15,000 円
継続	昨年の参加回数が 7 回未満 30,000 円
	昨年の参加回数が 7 回以上 10,000 円
	環境自作人に認定された方 10,000 円

別表2 活動費細目

項目	適否	備考
地主へのお中元、お歳暮	○	
耕作指導料、田畑の整備費等	○	
農機具のレンタル費、保守費	○	
農機具用のガソリン代	○	
田畑の修繕費（畦など）	○	
飲食代（田植え、稲刈り時など）	×	研修事業は除く
肥料、種、苗の購入	×	研修事業は除く
農機具の購入	×	

（注1）各費用細目の上限は、理事会で決める。

（注2）農機具の購入は、活動費支援とは別に検討する。

別表3 活動費支給に関する審査基準

- （1）当法人の活動及び事業推進に役立つこと。

- (2) 営利目的でないこと。
- (3) 正会員、家族会員の利用者が2名以上であり、環境自作人の資格を有していること。
- (4) 当法人の財政状況が悪化していないこと。
- (5) 公平性、透明性があること。